

# 大津市立和邇小学校PTA選挙細則

## 第一章 会長・副会長・会計・庶務・総務の選出

(役員資格)

第1条 立候補及び役員資格については、全学年の保護者が有する。

(会長の選出)

第2条

- 1 会長の選出は、定められた期間内に会員からの複数の立候補があれば、全会員による選挙を行う。ただし、立候補が1名の場合は信任投票によるものとする。
- 2 会長への立候補がない場合は、最高学年全体の選出対象者で会長を選出するものとする。
- 3 免除基準については第7条に別に定める

(副会長・会計・庶務・総務の選出)

第3条

- 1 副会長・会計・庶務・総務・(以下、他の役員という)の選出については、最高学年全体の選出対象者で選出するものとする。
- 2 会長への立候補があった場合は、他の役員については会長候補者以外の最高学年全体の選出対象者で選出するものとする。
- 3 免除基準については第7条に別に定める

第4条

- 1 役員決定は、最高学年全体の選出対象者で選出をもって決定とみなす。
- 2 会長選挙については、立候補が出た場合得票数が同数の場合、抽選により決定する。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙管理委員会は、本部役員の総務・地区委員をもって組織する。

(選挙管理委員会の任務)

第6条 選挙管理委員会は次の選挙事務を行う。

- 1 会長の立候補期間を定め、各会員に公示する。
- 2 会長への立候補がある場合は、投票日を定め、その2日前までに候補者の氏名・地区など所要事項を記載した書面を全会員に送付する。
- 3 投票用紙を作成する。
- 4 選挙投票日に投票準備をする。
- 5 開票手続きをし、当選者を決定する。
- 6 開票の結果を当選者及び全会員に通知する。
- 7 選出された役員をとりまとめ、全会員に通知する。

(本部役員の免除)

## 第7条

- 1 次年度の本部役員免除願い（以下、免除願いという）を現会長に提出することができる。
- 2 免除願いの受付期間は、10月1日から10月末日とする。
- 3 会長は免除願いについての役員会を11月末日までに開催しなければならない。
- 4 役員会は免除願いについて審議し、過半数の賛成を得られなければ原則受理しないものとする。
- 5 役員会が免除願いの受理をしたことをもって次年度の免除を決定するものとする。
- 6 免除願いの効力は1年間とする。
- 7 免除対象基準は  
「1. 過去に一度PTA本部役員をした会員  
2. 昨年度地区委員をした会員」  
とする

(役員の解任)

- 第8条 役員がその職の信用を傷つけ、又は会全体の不名誉となるような行為をした場合、臨時総会において、その出席者の過半数が必要と認めれば、全会員による解職投票を行うことができる。  
全会員の3分の2以上の賛成により解任されるものとする。

## 第二章 地区委員の選出

### 第9条

- 1 地区委員は、地区ごとに20世帯以上の場合、保護者2名を各地区の定める方法により選出する。  
20世帯未満の場合は、保護者1名の選出でもよい。
- 2 各地区は、小野・和邇中・今宿・南浜・中浜・北浜・高城台・虹ヶ丘・高城・栗原・住吉台・和邇春日・北住吉とする。

第10条 地区委員に欠員が生じた場合は該当地区から再び選出する。

第11条 地区委員の選出は遅くとも12月中旬までに行う。

第12条 選挙管理委員長は、委員の互選によって選出する。

### 第三章 学級委員の選出

- 第13条 学級委員は、学級ごとに学級保護者会を開催し互選により選出する。
- 第14条 学級委員の選出方法は次のようにする。
- 1 学級委員の選出には総務がこれにあたる。
  - 2 学級委員は1児童につき6年間に1回だけ選出される。ただし、兄弟姉妹による連続選出はしない。
  - 3 学級委員の決定は、総務文書にて通知する。
  - 4 今年度の本部役員・地区委員  
前年度の学級委員、本部役員、地区委員は原則として候補に該当しない。
- 第15条 学級委員に欠員が生じた場合には、再度、学級保護者会を開催し選出する。
- 第16条 学級委員の選出は、学年初めの早い時期に行うことが望ましい。

### 第四章 教師委員の選出

- 第17条 教師委員の選出は、教師全員に一任し、その数は特別委員が会長と協議の上決定する。

#### 付 則

- 本会細則は、平成 2年 5月22日改正施行する。  
本会細則は、平成 4年 5月26日改正施行する。  
本会細則は、平成 9年 5月21日改正施行する。  
本会細則は、平成10年 5月20日改正施行する。  
本会細則は、平成12年 5月24日改正施行する。  
本会細則は、平成16年10月25日改正施行する。  
本会細則は、平成19年 5月17日改正施行する。  
本会細則は、平成20年 5月23日改正施行する。  
本会細則は、平成21年 5月19日改正施行する。  
本会細則は、平成22年 5月18日改正施行する。  
本会細則は、平成29年 5月18日改正施行する。  
本会細則は、平成30年 5月17日改正施行する。  
本会細則は、令和元年 5月16日改正施行する。  
本会細則は、令和2年 5月14日改正施行する。